

=====
コンテンツ (No.11)

今回は、以下の内容でお届けします。添付ファイルの写真は、9月28日に開催された日中経協中国知的財産権学習会の模様です。

1. コンピュータソフトウェアの登録状況
2. 国家質量技術監督局について
3. 不正競争防止法の執行状況
4. 中国税関による水際措置
5. 日中経協中国知的財産権学習会

1. コンピュータソフトウェアの登録状況

中国知識産権報(1999年7月16日)及び永新專利商標代理有限公司の News Letter No.14(1999年8月)によれば、中国では1992年よりコンピュータソフトウェア著作権登録制度を開始したが、この間に登録件数は大きく伸びた。初年度は178受理し、内100件を登録したが、その後、毎年 of 受理件数と登録件数は上昇し、1998年12月31日までに、ソフトウェア登録センターでは各種類のソフトウェア著作権登録申請を4,193件受理し、内3,091件を登録している。1998年の受理件数は997件、内登録件数は794件で受理件数は1992年の5.6倍となっている。

国内からの登録について、省別のベスト5は北京市(40.61%)、広東省(12.38%)、浙江省(5.25%)、江蘇省(4.41%)、上海市(4.30%)である。また、外国からは合計180件が受理されており、総受理件数の約4.29%を占めている。上位国は、米国、日本、イスラエル、韓国、オーストラリア、シンガポール、ドイツ、ブラジル及び香港、台湾となっている。

登録されたソフトウェアの種類別内訳は、アプリケーションソフトが全体の90%を占め、2,661件(主に事務管理ソフト、補助類、文字処理ソフト)。サポートツールソフトが190件(ソフト開発ツールとデータベース管理システムが大多数)。システムソフトが117件(システム拡張プログラムが大多数)である。

使用業種別に分類すると、一般向けが1,278件で全体の43.06%を占め、ついで、教育用が282件、金融保険業界用ソフトが180件である。さらに、医療・衛生用(135件)、商業用(112件)及び建築業界用(109件)となっている。

権利移転については、これまで112件の申請があった模様で、申請件数は増加しており、ソフトウェア知的財産権の商業化が進んでいる。登録センターによれば、1998年までに登録したソフトウェアの総価値は4.56億人民元に相当しており、1996年の国内のソフトウェア販売高は92億元、1997年は112億元で、増加率は22%である。また、BSA (Business Software Alliance)のレポート

Contribution of the Software Industry to the Chinese Economy(1998年12月)によれば、中国のソフトウェア市場は年率28%の成長率で発展し、2001年までにその規模は36億ドルに達すると予測されている。これらのデータから、ソフトウェア分野が中国の新産業として、きわめて重要な地位を占めてくることはあきらかである。

しかし、同じくBSAの1998 Global Software Piracy Report(1999.5)によれば、中国のソフトウェアの二セモノ率は世界第2位の95%であり、その被害総額は約12億米ドルと推定されており、今後のさらなるエンフォースメントの強化が望まれるところである。

なお、上述のBSAのレポートについては、いずれも以下のアドレスを参照 <http://www.bsa.org/statistics/index.html>

2. 国家質量技術監督局について

前回のChina IP News Letter No.10において、7月22日に開催された第1回北京二セモノ連絡・協議会の様子を紹介しました。その中で、国家質量技術監督局からの講演も紹介しましたが、質量技術監督局についての質問がいくつか寄せられましたので、ここで簡単に説明します。

国家質量技術監督局(China State Bureau of Quality and Technical Supervision: CSBTS、<http://www.cqi.gov.cn/>)は国務院直属機構の一つで、知識産権局、工商行政管理局、版權局、海関総署といった他の知財関連官庁と横並びの関係にあります。また、質量技術監督局は略してBTSまたはTSBと呼ばれることがあります。

主要職務は、国家の標準化、度量衡、品質管理、認証の管理監督とボイラー等特殊設備の完全管理です。管轄している主な法規としては、標準法、製品品質法、度量衡法、工業品品質検査規則等があります。

国家質量技術費祿局の地方組織としては、省レベルの質量技術監督局が31、市レベルの質量技術監督局が339、県レベルの質量技術監督局が1664あります。

また、CSBTSの内部組織は局長1名と5人の副局長の下に、弁公室(国際協力司)、計画・財務・科学技術司、政策・法規・宣伝・教育司、人事・労働司、質量司、監督司、標準化司、計量司、認証及び実験室評価管理司、ボイラー・圧力容器安全観察局、等の部局が設置されています。

このうち、不正商品に関係しているのが、監督司で、商業取引における製品品質に関する問題の調査及び非合法行為の処理。品質に関する鑑定、測定、仲裁の管理。粗悪品、二セモノの生産、販売行為の調査、処分を主要職責としています。

3. 不正競争防止法の執行状況

昨年、日立マクセル社が中国の二セモノFDメーカーを相手に北京中級人民法院で不正競争防止法により、約460万元(約6,900万円)の損害賠償判決を

勝ち取り（現在控訴中）、不正競争防止法の活用が注目を集めました。中国の不正競争防止法は工商行政管理局の公平交易部門が所管していますが、本年 8 月 12 日の中国工商報に、国家工商行政管理局公平交易局副局長の時学志が「不正競争防止法を真剣に執行し、積極的に二セモノを取り締まる」という記事を發表しました。現在の不正競争防止法執行上の問題点を指摘しているため、以下にその概要を紹介します。

記事によれば、不正競争防止法は 1993 年に発布されて以来、経済秩序を攪乱する各種の偽証行為を取り締まってきた。今年の第一四半期を見ても、不正競争関係事件の 75% は二セモノ事件であった。しかし、執行上の問題点がいくつかが散見され、今後はそれらの問題点を解決していかなければならない。

第一の問題は、執行担当者の二セモノ取締に対する姿勢が不十分な点である。公平交易部門の担当者によっては、不正競争防止法と二セモノ問題とは関係がないと誤解していたり、さらには、二セモノ問題について「投機的取引に関する行政処罰臨時条例」や「製品品質法」などの他の法律にたらい回しにする者もいる。

第二の問題は、担当者の不正競争防止法の理解が不十分であり、最近の巧妙な偽ブランド事件に対応できないことがある。例えば、不正競争防止法上で規定している「類似」、「誤認」、「混同」などの不正行為を確定するために必須のキーワードの意味を正確に理解できていなかったり、監督検査権限を行使できる範囲を十分理解していないため、二セモノ行為についての個別案件認定権限を行使できず、常に上級機関の判断待ちを繰り返している。その結果、法律の許容している自由裁判権を活用して、行政執行をスムーズに行うことが出来なくなっている。

第三の問題は、二セモノ取締を実施するに当たり、実施の手段、領域、執行力が弱い点である。例えば、二セモノ事件の発見はそのほとんどが当事者からの報告や上級機関からの連絡によるもので、現場の工商行政管理部門が市場監督検査等により自ら発見することは少ない。また、実際に保護の対象となっている物は日常生活用品がほとんどであり、これからはサービス業、建築業等にも保護範囲を広げる必要がある。

また、事件が発生しても、処理しない、処理に長期間を有する、地元企業に甘いといった問題も存在している。このほか、現在の法律では、違法物品の差し押さえや凍結の権限がないといった法制上の不備もある。

したがって、今後は、担当者の認識を新たにし、二セモノ取締を公平交易部門の重要な業務の一部であると認識し、法律・規定の理解を深めることが必要である。また、新たな違法行為の類型に対しても積極的に検討すると共に、地方保護主義を克服することが必要である。さらには、不正競争防止法を補完するための地方性法規を充実させ、同時に不正競争防止法自体も修正しなければならない、とのことである。

以上に指摘されたような法執行上の問題点は、既に外国企業も多く経験しているところであるが、多分に構造的な問題を含んでおり、残念ながら一朝一夕

では解決しないと考えられる。また、問題の背景や発生の形態が多岐多様であるため、一定のパターンによる解決手法の案出も困難と考えられる。したがって、当面の具体的な対応としては、不正競争防止法の問題に限らず、成功事例、失敗事例を広範に集積して、地域毎、ケース毎の最善の対応を探らざるを得ないと考えられます。そのためには、自社の経験だけでなく、外国企業を含めた同業他社との情報交換、共同行動が必須になるのではないのでしょうか。

4 . 中国税関による水際対策

近年、中国で生産される二セモノは、中国市場だけでなく世界中に輸出される傾向にあります。米国税関の統計を見ても、中国から米国に輸出された侵害物品は97年から98年にかけて倍増しています。

(米国税関統計：<http://www.customs.ustreas.gov/impoexpo/impoexpo.htm>)

このような状況下で、二セモノ取締は看過することの出来ない喫緊の課題となっていますが、仮に、二セモノの輸出が予測された場合、中国税関では、申請により中国からの輸出を止めることができます。

中国税関(海関総署)では、HPで、上記の輸出差し止め手続き等について税関の活用の仕方を公表しています。日中経済協会知的財産権室では、このHPの日本語版作成への協力を進めており、とりあえず以下の部分を翻訳いたしましたのでご紹介します。(<http://www.customs.gov.cn/ipr/default.htm>)

A . 知的財産権に関する税関保護の主な手続き

知的財産権に関する中国税関における保護の主な手続きは、登録、差し押え、調査、処理の四つの段階に分けることができます。「知的所有権税関保護条例」(1995.10.1施行。以下、「条例」という。)の規定により、知的財産権の権利者が税関に対して輸出入貨物に関する知的財産権の保護を求める場合は、その知的財産権を税関総署に登録する必要があります。登録の内容は権利者の名称、住所、登録商標、特許または著作権の主な内容、関連貨物の名称、被許可人の名称、及び知り得たところの侵害嫌疑貨物の状況などの内容と関係の証明書類です。税関総署が登録を認可した場合、権利者に登録証明書が配布されます。また、関係の登録資料は、コンピューターのネットワークを通じて、全国各地の直属税関に転送され、全国範囲で保護が実施されます。

登録した権利者が侵害貨物の出入国を発見した場合は、港の税関に保護の措置を申請することができます。税関は権利者の申請によって、侵害の疑いがある貨物を差し押さえます。当事者は知的財産権の主管部門に侵害争議の処理を申請するか、または人民法院に提訴する権利を有し、また、税関が自ら調査をすることもできます。税関、知的財産権主管部門、または人民法院が侵害貨物と認定した場合は、税関がその貨物を差し押さえ、法律により廃棄処分または侵害標識の取り消しを行います。また、輸出入貨物が他人の知的財産権を侵害したことを認知しているか、または知るはずである荷受人と発送人に、最高で、

輸出入する貨物と同額の罰金を課することができます。

B．知的財産権保護 35 の Q & A

(一) 保護措置の申請

1. 税関で知的財産権を保護する際に、実際にはどのような措置ができるのですか。

A：税関が知的財産権を保護する際の具体的な措置は、侵害及び侵害嫌疑貨物の差し押さえ、法律による侵害貨物の廃棄処分、侵害標識の除去処理、故意侵害者の処罰、刑事罰対象案件の公安、司法機関への送付、等があります。

2. 条例の中の「輸出入地税関」とはどのような意味ですか。

A：「条例」における「輸出入地税関」とは、貨物を輸入する輸入地税関、貨物を輸出する輸出地税関、中継貿易における輸入貨物の到着地税関と輸出貨物の発送地を意味しています。

3. 一度登録したのに、権利者はなぜ再度「輸出入税関」に対して保護措置の申請をしなければならないのですか。

A：知的財産権の登録が認可された後、権利者が具体的な侵害事実を発見して税関の保護を求めるためには、再度、輸出入地の税関に保護措置の実施を申請する必要があります。これは、知的財産権が権利者の私権であり、権利者が税関に保護措置の実施を申請することにより、知的財産権の保護を求めるという権利行使の意志を明確に表示させるためです。また一方、権利者こそが日常の経営を通じて最も具体的で正確な侵害の情報入手することができると考えられ、税関が正確な保護措置を実施するにあたりこれらの情報を提供することができると考えられるためです。したがって、権利者の保護申請と税関の自主的検査とを組み合わせることにより、侵害の貨物の差し押さえが最も効率的になり、権利者の利益もよりよく保護されることができるようになります。

4. 権利者が保護措置の実施を申請していなかった場合であって、税関が侵害疑いのある貨物を発見した場合、自主的に保護措置を取ることができますか。

A：できます。権利者が保護措置の実施を申請していないものの、税関が貨物検査で、税関総署に登録されている知的財産権を侵害した輸出入の貨物を発見した場合は、税関がそれを差し押さえることができ、同時に書面で権利者に通知します。権利者が通知を受領して三日以内に保護を申請した場合は、税関は侵害の疑いがある貨物として処理します。保護の申請がなされない場合は、税関がその通関を許可することになります。

5. 権利者が提出した保護措置の申請はどのような要件を満たさなければなりませんか。

A：権利者が保護措置の申請を書面で提出する場合、以下の内容が記載されて

いなければなりません。

- 保護を求める知的財産権の名称、税関登録番号；
- 侵害嫌疑者の名称、住所、法人代表、主な営業場所；
- 侵害の疑いがある貨物の名称、規格等の関連；
- 侵害疑いのある貨物が出入国する港、時間、運送手段、荷受人または発送者等関連情報；
- 侵害の証拠；
- 税関に求める保護措置；
- その他、税関が必要とする事項。

6. 権利者が税関に貨物を差し押さえるように求める際、何故、担保金を支払わなければなりませんか。

A：権利者が税関に貨物の差し押さえを求める際には、その貨物は侵害の疑いがあるだけで、侵害を構成するか否かは明らかでないため、権利者がその申請に対して全ての法的責任を負うべきあり、税関に担保金を交付するのは責任を負うことを表明する形式の一種です。仮に申請が不当であった場合、権利者が荷受人、発送者にもたらした損失を担保金で支払うこととなります。

7. 担保金の金額はどのように算定するか。侵害疑いのある貨物の価値は確定しにくい場合、どのように担保金を支払うのですか。

A：「条例」の規定により、担保金の額は輸入貨物のCIF価格または輸出貨物のFOB価格としています。侵害の疑いがある貨物の価値を確定できない場合は、税関が見積り、権利者が税関の見積金額に相当する担保金を寄託しなければなりません。

8. 税関総署に未登録の知的財産権についても、税関に対して保護措置を求めることができますか。

A：できます。事前に税関総署に登録をしていない知的財産権の権利者が、税関に保護措置の実施を請求する場合は、その申請の提出先は税関総署であり、輸出入地の税関ではありません。同時に、「条例」第8条の規定により、税関総署に知的財産権税関保護の登録をして、登録が認可された後、税関総署は関係の輸出入地の税関に保護措置の実施を指令します。

9. 権利者は保護措置の申請を提出してから、それを撤回することができますか。

A：できます。権利者が保護措置の申請を提出した後、申請を撤回することができます。但し、申請の撤回は、税関が差し押さえの決定を出す前に提出しなければなりません。また、申請の撤回は社会公共の利益と第三者の合法的利益を損害してはいけません。

(二) 侵害疑いのある貨物の差し押さえと調査

10. どのような状況において、税関は荷受人または発送者に輸出入貨物の知的財産権状況について補充申告を命じることができますか。

A：権利者がある貨物に対して税関に保護措置の実施を申請した場合、または、税関がある貨物に対して税関総署に登録した知的財産権を侵害した疑いがあると発見した場合は、その侵害嫌疑の有無を確定するために、税関は荷受人または発送者にその輸出入貨物の知的財産権状況について補充申告を命じることができます。

11. 税関が輸出入貨物の知的財産権状況の申告を命じた後で、発送者または荷受人は貨物の通関を撤回することができますか。

A：税関が輸出入貨物の知的財産権状況の申告を命じるのは、その貨物が侵害の疑いがあることを意味しています。また、侵害貨物の輸出入は禁止されるため、侵害貨物が発見されれば、その運送または輸出入の撤回はできません。このため、荷受人または発送者は貨物通関の撤回手続きをすることはできず、知的財産権状況補充申告書を真摯に記載し、関係の証明書類を呈示して、税関で侵害の疑いが解消してから、他の手続きをとることができます。

12. 税関は単独で侵害の疑いのある貨物を検査またはサンプルを取り出すことができますか。

A：できない。税関は荷受人または発送者が現場にいる場合に、侵害の疑いがある貨物を検査し、サンプルを抽出することができ、サンプル抽出の手続きを行います。

13. 税関が侵害の疑いのある貨物を差し押さえると決定した場合、発送者、荷受人または権利者に通知しますか。

A：通知します。税関は侵害の疑いのある貨物の差し押さえを決定してから、差し押さえの書類を作成し、荷受人または発送者に送達し、同時に権利者に書面で通知します。

14. なぜ、税関が自主的に侵害の疑いのある貨物を発見して差し押さえた場合、権利者が通知を受け取ってから直ちに回答しなければならないと規定しているのですか。権利者が規定する期限内に回答しない場合、税関は貨物を通関させるのですか。

A：税関が自主的に侵害の疑いのある貨物を発見して差し押さえた場合には、その貨物が侵害を構成するか否かの確定には権利者の協力が必要です。また、権利者が保護措置の実施を求めるか否かについても、権利者の明確な回答が必要です。仮に、権利者が期間内に回答しなかった場合、侵害の確定ができず、更に、荷受人または発送者の正当な利益を侵害する可能性もあります。このため、権利者が税関の通知を受け取ってから3日以内に回答しなければなりません。

権利者が規定する期限内に回答しない場合は、税関は貨物を通関させること

ができます。

15. 権利者は税関に対する回答の中で、正当な理由がないにもかかわらず、侵害の疑いがある貨物を通関させるように求めた場合、権利者はどのような法律責任を持ちますか。

A：権利者が、理由がなく侵害の疑いがある貨物の通関を求める場合は、貨物が通関した後の全ての結果に責任を負わなければなりません。

16. 権利者は税関への回答の中で、差し押さえられた貨物が非侵害であると主張したにもかかわらず、税関の調査では権利侵害と判断された場合は、権利者にはどのような法律責任がありますか。

A：税関の調査によれば差し押さえた貨物が侵害を構成するものの、権利者が侵害にならないと主張した場合は、犯罪を構成する場合を除き、権利者が侵害嫌疑者に許諾したものと見なし、貨物が通関した後の全ての結果に権利者が責任を負わなければなりません。

税関が調査により差し押さえた貨物が、侵害を構成するだけでなく犯罪をも構成する場合、権利者が侵害に当たらないと主張したときは、法律違反行為の具体的な状況と権利者が故意であるか否か等の状況によって、権利者の責任が変わってきます。

17. 発送者、荷受人は、税関に差し押さえられた貨物が侵害にならないと判断する場合は、税関に異議を提出することができますか。

A：できます。荷受人または発送者は、税関の差し押さえた貨物が侵害にならないと判断する場合、税関の差し押さえの書類を受領した日から 7 日以内に、差し押さえの書類を出した税関に書面で異議を提出することができます。

18. なぜ、発送者、荷受人が提出した異議を、税関は直ちに権利者に知らせなければならぬと規定しているのですか。

A：税関は発送者、荷受人の書面の異議を受領した後、権利者またはその代理人に侵害異議の書面通知を発送する必要があります。これは、権利者またはその代理人がタイムリーに侵害の異議を関係部門に処理申請をしたり、または、人民法院に提訴することができるようにするためです。

19. 権利者が権利侵害異議を関係部門に提出、または人民法院に提訴した場合、どのように税関に知らせるのですか。

A：権利者が侵害異議を関係部門に提出、または人民法院に提訴した場合、税関の侵害異議に関する書面通知の送達日から 15 日以内に、税関に書面で通知し、また関係書類のコピーを添付する必要があります。

20. 権利者が規定した期限内に権利侵害異議を関係部門に処理申請しなかった

り、人民法院に起訴を提出しなかった場合、税関は差し押さえられた貨物を通関させることができますか。

A：権利者が税関の侵害異議に関する書面通知の送達日から15日以内に、権利侵害異議を関係部門または人民法院に提出しなかった場合は、税関が「条例」と「実施方法」の規定により差し押さえられた貨物を通関させることができます。

21. 税関はいつから差し押さえられた貨物の侵害状況またはその他の関係状況について調査を始めるのですか。税関が調査する際に、権利者が税関の求めた協力事項に回答しなかった場合、どのような法律責任があるのですか。

A：税関は侵害の疑いがある貨物を差し押さえてから15日以内に、侵害のある貨物の状況について調査します。

税関の調査中に、権利者またはその代理人は税関の求めに応じて必要な協力を提供する必要があります。権利者が協力を拒絶した場合、税関は「条例」の関係規定により貨物を通関させることができます。

22. 税関はどのような場合に、調査を中止しなければならないのですか。

A：調査を中止するのは以下の2つの場合です。

関係の当事者が侵害異議を知的財産権の主管部門に処理申請した、または、人民法院に提訴した場合。

税関は犯罪の嫌疑があると認定して、関係部門の調査に移送した場合。

23. なぜ、発送者、荷受人が担保金を提出した場合、税関に差し押さえられた貨物の通関を求めることができると規定しているのですか。どのように手続きを進めるのですか。

A：貨物が税関に差し押さえられた場合、荷受人または発送者が税関に書面の異議を提出し、自分の差し押さえられた貨物は侵害貨物ではないと主張し、同時に、荷受人または発送者が税関に、輸入貨物のCIF価格、または輸出貨物のFOB価格の二倍に相当する担保金を寄託すれば、貨物を通関させることができます。二倍の担保金を積んで、貨物の通関に全ての責任を負うと表明すれば、貨物が侵害貨物と判明した後でも、全部の代金と最高の罰金に充分充当することができるためこのようにしています。

24. どのような場合は、税関は発送者、荷受人が提出した貨物の通関を求める申請を受理しないのですか。

A：以下に列挙している状況が一つでも認められれば、税関は発送者、荷受人が提出した貨物を通関させる申請を受理しません。

税関が貨物を差し押さえたことに、荷受人または発送者は規定に従い異議を提出しなかった場合。

荷受人または発送者が規定に従い担保金を寄託しなかった場合。

税関が差し押さえた貨物が、同時にその他の法律、法規に違反している場合。

人民法院が既に財産の保全の決定を出した場合。

税関のその他の通関条件に合致しない場合。

(三) 貨物及び費用の処理

25. 貨物の侵害の嫌疑がなくなった場合、税関は貨物と発送者、荷受人が寄託した担保金をどのように処理するのですか。

A：疑いが無くなれば、税関は直ちに貨物を通関させます。

以前、荷受人、発送者が寄託した代金二倍の担保金については、荷受人、発送者に返還します。

26. 貨物の侵害の疑いがなくなった場合、税関は権利者が寄託した担保金をどのように処理するのですか。

A：貨物の侵害の疑いがなくなった場合、権利者の寄託した担保金については、税関は貨物の差し押さえられた期間に発生した貯蔵、保管の費用、及び不当な申請で他の当事者にもたらした損失を賠償するための金額を差し引いてから、権利者に返還します。

27. 貨物の侵害事実が確定されてから、税関は貨物と発送者、荷受人が提出した担保金をどのように処理するのですか。

A：貨物の侵害事実が税関、知的財産権の主管部門または人民法院より確定した場合、税関は侵害貨物を没収します。

荷受人または発送者が代金二倍の担保金を提出して、税関が「条例」の関係規定により侵害貨物を通関した場合は、税関は貨物を追跡し没収する必要があります。貨物を追跡できない場合は、税関は荷受人または発送者に輸入貨物のCIF価格、または輸出貨物のFOB価格と同額の代金を追及して徴収します。

税関は侵害貨物を没収した後、上述の荷受人または発送者の寄託した担保金については、追及された侵害貨物の代金、貨物が差し押さえられた期間に発生した貯蔵、保管の費用、及び侵害貨物を処置する費用を差し引いてから、返還します。

28. 貨物の侵害事実が確定した場合、税関は権利者が提出した担保金をどのように処理するのですか。

A：貨物の侵害事実が確定した場合、権利者の担保金は、貨物が差し押さえられた期間に発生した貯蔵、保管の費用及び処置の費用を差し引いてから、返還されます。但し、上述の費用が既に、荷受人または発送者の寄託した担保金から差し引かれている場合は、担保金からは差し引きません。

29. 貨物が差し押さえられていた期間内の倉庫料、保管費用、処置及び賠償などの費用はどのように決定されますか。当事者が提出した担保金がその他の当事者の損失を補うのに不十分である場合、税関はそれを追加徴収する権利がありますか。

A：貨物が差し押さえられた期間の貯蔵、保管の費用及び侵害貨物を処置する費用は、実際に要した金額で決定します。権利者の不当申請で、関係の当事者にもたらした損失の賠償金額は人民法院の裁定または判決によって決定します。当事者が提出した担保金がその他の当事者の損失を補うのに不十分である場合、税関はそれを追加徴収する権利を有します。

30. 税関は著作権を侵害している貨物に対してどのように処理しますか。

A：著作権を侵害している貨物であると確定した場合、税関はその全てを廃棄処分しなければなりません。

31. 税関は商標権を侵害している貨物に対してどのように処理しますか。

A：商標権侵害の貨物については、侵害商標標識を除去することができない場合は、税関が廃棄処分します。侵害商標標識を除去ことができ、関係貨物も利用できる場合は、侵害商標標識を除去して、関係の貨物は社会の公益事業に使用します。または法律によって非侵害者が使用するために販売します。

32. 税関は専利権を侵害している貨物をどのように処理しますか。

A：専利権を侵害している貨物については、税関が国务院の関係規定により処理します。

33. 個人が携帯していたり、郵送した侵害品はどのように処理しますか。

A：個人が携帯している荷物や物品、郵送で出入国する品物については、個人使用の合理的な数を超え、中国の法律により保護している知的財産権を侵害している場合は、侵害貨物と見なし、税関がそれを差し押さえて、その他の侵害貨物と同じように処理します。

（四） 税関の処罰と行政復審

34. 税関は侵害者に対してどのような行政処罰を与えることができますか。

A：税関が侵害貨物を没収する外に、輸出入貨物が他人の知的財産権を侵害するのを知ってあるいは知り得るはずである当事者に、税関は輸入貨物の CIF 価格または輸出貨物の FOB 価格と同額またはその以下の罰金を課すことができます。また、荷受人または発送者が、輸出入の貨物に関する知的財産権の状況を真正に申告せず、関係の書類を呈示しなかった場合、税関は更に輸入貨物の CIF 価格または輸出貨物の FOB 価格と同額またはその以下の罰金を課すことができます。侵害貨物を輸入または輸出して犯罪を構成する当事者に対して、法律によって刑事責任を追及します。

35. 侵害者は税関の行政処罰に対して不服がある場合どうしたらよいのですか。
A : 当事者が税関の処罰決定に不服がある場合には、処罰通知書を受領した日から 30 日以内に (税関が通知できない場合は、税関の処罰決定の公告日から 30 日以内に) 処罰の決定を出した税関または上級の税関に復審を申請することができます。関係の税関は復審申請書を受け取ってから 90 日以内に復審について決定を出さなければなりません。復審の決定に不服がある場合は、復審決定を受領した日から 30 日以内に人民法院に提訴することができます。

当事者は処罰通知書を受領した日から 30 日以内に (または税関の処罰決定公告日から 30 日以内に) 直接に人民法院に提訴することもできます。

5 . 第 1 回 日中経協中国知的財産権学習会

国慶節直前の 9 月 2 8 日夕刻、日中経済協会北京事務所において、第 1 回の知的財産権学習会が開催されました。初回の講師には中国の知的財産権学界の第一人者である中国社会科学院の鄭 成思教授を招き、約 3 0 人の受講者が集まり、連休前にもかかわらず熱気のコもった学習会が行われました。

この学習会は、中国の知的財産権の各分野で仕事を始めて 5 年以内程度の人を対象にしており、幅広く知財を学習すると共に、所属の組織を越えた交流を図ることを目的としています。初回の参加者は、日系企業の中国人知財担当スタッフ、知識産権局・商標局、渉外事務所、弁護士事務所、中国企業の知財スタッフ等でした。今後月 1 回程度の割合で開催予定です。

China IP News Letter =====
日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 1999/10/11 号 (N0.11)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財) 日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 1999 Kazuo Seki, all rights reserved
